

売春防止法施行 60 年

—売春防止法体制と風俗営業法体制の法原理的背反—

十文字学園女子大学 片居木 英人 (会員番号 001716)

キーワード：売春防止法体制、風俗営業法体制、売買春-必要悪論

1. 研究目的

1956年制定の売春防止法は翌年、総則及び保護更生関係規定につき施行された。今年には法施行60年にあたる。「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。」(法第3条)とする売買春禁止の宣言的規定(訓示規定)をもって定立された法律ではあったが、現在、売買春をふくめた性産業の市場は5兆円以上の規模とも試算されている。なぜ、売買春禁止の法理念と売買春組織営業の現実態が深刻な乖離状況を来してしまうのか。

本報告は、終戦直後の風俗営業法体制(以下、風営法体制と略す)がどのような企図と目的をもって起動したのか、その基本的な法的枠組みが売春防止法体制(以下、売防法体制と略す)にどのような影響を及ぼしたのかを検証し、背反する二体制の法原理的な問題点について明らかにしようとするものである。

2. 研究の視点および方法

終戦直後から、即、起動し始めた風営法体制について、とくにその徴表的ともいえる「外国軍駐屯地における慰安施設について」「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」という行政文書を取り上げることにより、そこに存在する法原理を析出し、「やむを得ない悪」という認識が売防法体制に与えた影響について論考を進めるという方法をとることにする。

「外国軍駐屯地における慰安施設について」は1945年8月18日、内務省警保局長より発せられた庁府県長官宛の無電通牒である。この通牒の別記「外国軍駐屯地慰安施設等整備要領」の1は、「外国駐屯軍に対する営業行為は一定の区域を限定して従来の取締標準にかかわらずこれを許可するものとす。」と規定した。また同要領3は「警察署長は左の営業に付ては積極的に指導を行い設備の急速充実を図るものとする。」とし、性的慰安施設、飲食施設、娯楽場の三つを明示した。この通牒が根拠となって、「占領軍進駐への備え」「一般婦女子の性の防波堤」を目的に、同月27日、占領軍専用の性的慰安施設としての特殊慰安施設(R・A・A)が開業する。終戦の「玉音放送」からわずか12日目のことである。

R・A・Aはしかし、性病の蔓延等もあって1946年3月26日に閉鎖されることになる。1946年1月21日、GHQによる覚書「日本における公娼制度廃止に関する件」が発令され、娼妓取締規則及び関係法規は一切廃止(1946年2月20日)されたが、売買春組織業者(旧遊郭の貸座敷業者)は自発的廃業と称し、公娼制度を外見上は廃止したように装った。貸座敷は売買春組織業者によって「特殊飲食店」と呼びかえられた。娼妓は私娼という位置づけに変更され、前借金に拘束されない、本人が自由意思で働いているという形式がとられたのである。以後、従業員としての女性たちは「接待婦」と呼ばれることになる。

そのような政策的動向の中、1946年11月14日、「私娼の取締並びに発生防止及び保護対策」(事務次官等会議決定)が出される。その方針1(3)は「売淫をなし又は売淫の媒介若しくは売淫の為に部屋を供与することはこれを禁ずること。」とし、その備考には「社会上やむを得ない悪として生ずるこの種の行為については、特殊飲食店を指定して警察の特別の取締に付させ、且つ、特殊飲食店等は風致上支障のない地域に限定して集团的に認めるよう措置すること。」と記述された。風営法体制形成の「原型」はここにも存している。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」の、第2「指針内容」の、A「引用」項目の1~4の遵守。無電通牒、事務次官等会議決定等の文書関係は、東京都民政局婦人部福祉課編集『東京都の婦人保護』(東京都広報室都民資料室発行、昭和48年)pp.455-491.参照・引用。

4. 研究結果

先の無電通牒の内容とも重なり、性的慰安施設(売買春組織業)における「区域を限定して認める」「警察の特別の取締に付させる」という思考・対応様式からは、「区域限定許可主義」「権力伸縮的取締主義」とも指摘し得る法原理を析出することができる。1948年7月10日、風俗営業取締法が公布され、ここに戦後法制度としての風営法体制が機能していくことになるが、その体制内に存在するのは、この「区域限定許可主義」「権力伸縮的取締主義」の法原理なのである。風営法体制は、売買春の「業としての営業」を取締るというものではあるが、けっして売買春行為そのものを禁止したり取締まったりするものではない、のである。この先制としての風営法体制の起ち上げが、まさに同時代期、並行して議論されていた売春等処罰立法の法案の行方に影響を与えることになる。けっきょく売春等処罰法案は「売春防止法案」となり、1956年5月21日、売春防止法としての成立をみた。売春防止法もまた売買春行為そのものについては罰則規定をもって取締まるものとはならず、処罰の対象とするのは、売春の周旋を行う行為、売春の場所を提供する行為、売春を誘う行為など売春を助長する行為に限定されたのである。

5. 考察

風営法体制に存在する「区域限定許可主義」「権力伸縮的取締主義」の法原理は売防法体制に確実に影響を与えた。それは、売春防止法1条に窺うことができる。「売春が…性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰する…」という文言である。「性道徳に反しない」「社会の善良の風俗をみだすものではない」とする警察権力の取締り裁量の範囲内であれば、売買春組織営業は「社会上やむを得ない悪」(必要悪)として認められる、ということなのである。

売春防止法施行60年にあたり、婦人保護事業の女性支援へむけた立法政策的な体系的再構築も急務だが、風営法体制の「区域限定許可主義」「権力的伸縮的取締主義」の法原理をどのように認識し、二体制の「性売買禁止」と「性売買容認」の法原理的背反の矛盾をどう把握するのか、その解決への取組みもまた最重要で欠かせない課題となっている。